

川崎市交通局規程第1号

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月5日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部

を改正する規程

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（一般競争入札の公告）

第4条 交通局長（以下「局長」という。）は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとするときは、契約規程第5条の規定にかかわらず、特例政令第6条の公告を、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに、川崎市公報に登載しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間を、次の各号のいずれか1に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して35日前まで、いずれか2に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して30日前まで、いずれにも該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して25日前までに短縮することができる。

（1）前項の公告を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

いう。以下同じ。) を使用して行うとき

(2) 特例政令第8条の規定による交付を前項の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行うとき

(3) 入札書を電子情報処理組織を使用して受領するとき

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務の調達のために締結する特定調達契約に係る一般競争入札についての第1項本文に規定する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮することができる。

(1) 前項第1号及び第2号に該当する場合 入札期日の前日から起算して13日前まで

(2) 前項各号のいずれにも該当する場合 入札期日の前日から起算して10日前まで

4 契約規程第18条の規定は、特定調達契約については、適用しない。

第5条第1項中「公示をした上」を「公示を」に、「掲載」を「登載」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定調達契約に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第2項の規定による通知については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項本文中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「契約規程第5条の規定にかかわらず、特例政令第6条の公告」とあるのは「特例政令第7条第2項の規定による通知」と、「、川崎市公報に登載しなければ」とあるのは「しなければ」と、同条第2項第1号及び第2号中「公告」とあるのは「通知」と、同条第3項中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と読み替えるものとする。

第9条第6号中「（本市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)」を削る。

第11条第1項中「公示をした上」を「公示を」に、「掲載」を「登載」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程第4条第1項及び第5条第3項の規定は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。